

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和 8 年 7 月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和 8 年 7 月 2 4 日（金曜日）午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 1 3 分 2 開催場所 守谷市役所 庁議室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5 名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、 辺見芳宏委員、石丸美紀委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数 7 名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 直井 健治 次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 染谷 真人 教育指導課長 鈴木 優子 給食センター長 松井 貫太 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 2 名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第 3 1 号 守谷市教育支援委員会委員の委嘱について （2）議案第 3 2 号 令和 8 年度守谷市教職員表彰の被表彰者の決定について （3）議案第 3 3 号 令和 9 年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について （4）議案第 3 4 号 令和 9 年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について 【協議事項】 （1）協議第 9 号 守谷市民設民営児童クラブ運営事業氏補助金交付要綱の一部を改正する要綱について 【報告事項】 （1）報告第 5 号 第五次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員について 【その他】

	無し
4 今後の状況	次回の定例教育委員会は、令和8年8月25日（火曜日）午後1時30分から開催予定。

令和8年7月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和8年7月24日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

令和 8 年 7 月教育委員会定例会

会 議 次 第

日 時 令和 8 年 7 月 2 4 日 (金)

午後 1 時 3 0 分から

場 所 守谷市役所 庁議室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 31 号 守谷市教育支援委員会委員の委嘱について

議案第 32 号 令和 8 年度守谷市教職員表彰の被表彰者の決定について

議案第 33 号 令和 9 年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について

議案第 34 号 令和 9 年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について

4 協議事項

協議第 9 号 守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

5 報告事項

報告第 5 号 第五次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員について

6 その他

議案第 3 1 号

守谷市教育支援委員会委員の委嘱について

下記の者を守谷市教育支援委員会委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務
委任規則第 2 条第 7 号の規定により議決を求める。

番号	委嘱区分	所 属	氏 名	備 考
1	医師	総合守谷第一病院	城賀本満登	
2	学識経験者	茨城県立伊奈特別支援学校 教頭	瀬尾理絵子	
3	児童福祉施設等職員	民生委員	間宮 孝子	
4	児童福祉施設等職員	ひかり幼稚園園長	阿部 知恵	
5	学校教育関係者	守谷市立郷州小学校長	村松 静	
6	学校教育関係者	守谷市立けやき台中学校長	永野 広樹	
7	学校教育関係者	守谷市立大井沢小学校教諭	海老原恵理	
8	学校教育関係者	守谷市立松前台小学校教諭	布施 朋子	
9	学校教育関係者	守谷市立けやき台中学校教諭	塚本 通恵	
1 0	学校教育関係者	守谷市立黒内学校 養護教諭	楠山 弘美	
1 1	児童福祉施設等職員	家庭児童相談室 主任	比嘉 緑子	
1 2	児童福祉施設等職員	土塔中央保育所 所長	石川 葉子	
1 3	児童福祉施設等職員	おやこ保健課 課長補佐	佐藤差智子	
1 4	児童福祉施設等職員	こども療育教室 室長	岡田 崇宏	
1 5	学校教育関係者	総合教育支援センター検査員	大森 泉	

委嘱期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 7 月 2 4 日 提 出

守谷市教育委員会

教育長 奈幡 正

令和 8 年 月 日 原案 決

提案理由

本案は、令和 8 年 3 月 3 1 日で、前任の守谷市教育支援委員会委員の任期が終了したため新しい委員の委嘱をするものです。

協議第9号

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である児童クラブ運営事業について、国・県等の新たな補助金交付に柔軟に対応するとともに、事務手続きの円滑化を図るため、補助対象事業の範囲拡大及び交付申請期限の変更に伴う守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の一部改正について、協議を求める。

令和8年7月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

協 議	頁 数
9 号	1

守谷市告示第 号

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱（令和３年守谷市告示第９７号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

守谷市長 松 丸 修 久

第４条を次のように改める。

（補助対象事業）

第４条 補助対象となる事業は、事業者が実施主体として行うもののうち、次のいずれかに該当する事業とする。ただし、企業等の従業員の福利厚生を目的に行われるものについては、補助の対象としない。

（１）局長通知別添１放課後児童健全育成事業、局長通知別添２放課後子ども環境整備事業、別添３放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）、別添４放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）、別添５放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）、別添８小規模放課後児童クラブ支援事業、別添１２放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業及び別添１３放課後児童支援員等処遇改善事業（月額９，０００円相当賃金改善）に規定する事業

（２）国、県等の規定に基づき、市長がその都度別に通知する事業

第６条第１項中「４月末日」を「５月末日」に改め、同項ただし書中「及び当該事業が国及び県の当該年度の子ども・子育て支援交付金の交付が見込める」を「かつ、国、県等から通知される補助金の交付が見込まれる」に改める。

別表中「

局長通知別添１３放
課後児童支援員等処
遇改善事業（月額９
，０００円相当賃金
改善）

を

局長通知別添１３放課
後児童支援員等処遇改
善事業（月額９，００
０円相当賃金改善）
国、県等の補助金に基
づき、市長がその都度
別に通知する事業

に改める。

様式第１号を次のように改める。

協 議	頁 数
９ 号	２

年 月 日

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付申請書

守谷市長 宛て

住所又は所在地

施設名

代表者名

年度の補助金について、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の規定により交付を申請します。

交 付 申 請 額	円		
交付申請額算出の基礎 ※実施する事業のみ申請額を記入のこと。			
1. 放課後児童健全育成事業分		円	
2. 放課後子ども環境整備事業分		円	
3. 障害児受入推進事業分		円	
4. 放課後児童クラブ運営支援事業分		円	
5. 放課後児童クラブ送迎支援事業分		円	
6. 小規模放課後児童クラブ支援事業分		円	
7. 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業分		円	
8. 月額9,000円相当賃金改善事業分		円	
9. 第4条第2号に規定する事業分（ ）		円	
着手予定年月日	・ ・	完了予定年月日	・ ・
添 付 書 類	☐ 民設民営児童クラブ事業計画書（様式第2号） ☐ 利用児童名簿（当該年度4月1日現在で作成のこと）（様式第3号） ☐ 職員名簿（様式第4号） ☐ 所要額調書又は収支予算書 ☐ 保護者負担額及び開設時間がわかる書類（入所案内、利用案内等） ☐ 建物その他設備の図面（平面図等） ☐ 児童が障がいを持っていると認められる書類（障害児受入推進事業を行う場合） ☐ 送迎に使用する車両の車検証の写し（放課後児童クラブ送迎支援事業を行う場合） ☐ 第4条第2号に規定する事業に必要な書類 ※実施しない事業の関係書類は、添付不要		

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

協 議	頁 数
9 号	4

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱新旧対照表

改 正	現 行
<u>(補助対象事業)</u> 第4条 補助対象となる事業は、事業者が実施主体として行うもののうち、次のいずれかに該当する事業とする。ただし、企業等の従業員の福利厚生を目的に行われるものについては、補助の対象としない。 (1) 局長通知別添1放課後児童健全育成事業、局長通知別添2放課後子ども環境整備事業、別添3放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)、別添4放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)、別添5放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ送迎支援事業)、別添8小規模放課後児童クラブ支援事業、別添12放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業及び別添13放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)に規定する事業 (2) 国、県等の規定に基づき、市長がその都度別に通知する事業 (申請) 第6条 補助金の申請は、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付申請書(様式第1号)により、事業開始年度の<u>5月末日</u>までに行わなければならない。ただし、年度の途中で事業を開始し、<u>かつ、国、県等</u>	<u>(補助対象事業)</u> 第4条 補助対象となる事業は、事業者が実施主体として行う局長通知別添1放課後児童健全育成事業に規定する事業を基本とするほか、局長通知別添2放課後子ども環境整備事業、別添3放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)、別添4放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)、別添5放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ送迎支援事業)、別添8小規模放課後児童クラブ支援事業、別添12放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業及び別添13放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)に規定する事業とする。ただし、企業等の従業員の福利厚生等を目的に行われるものについては、補助の対象としない。 (申請) 第6条 補助金の申請は、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付申請書(様式第1号)により、事業開始年度の<u>4月末日</u>までに行わなければならない。ただし、年度の途中で事業を開始し、<u>及び当該事業が</u>

から通知される補助金の交付が見込まれる

_____場合は、市長が別に指定した期日までと
する。

2 (略)

別表 (第 5 条関係)

【別記1 参照】

様式第 1 号 (第 6 条関係)

【別記2 参照】

国及び県の当該年度の子ども・子育て支援交付金の交

付が見込める場合は、市長が別に指定した期日までと
する。

2 (略)

別表 (第 5 条関係)

【別記1 参照】

様式第 1 号 (第 6 条関係)

【別記2 参照】

【別記1】

改 正

補助対象事業	対象経費	補助金額
局長通知別添1 放課後児童健全育成事業	事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）	国が定める基準額、左記の対象経費の実支出額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうちいずれか少ない額
	消耗品費加算額（国が定める基準額を上回って支出した経費）	上限360,000円
局長通知別添2 放課後子ども環境整備事業	事業の実施に必要な経費	国が定める基準額、左記の対象経費の実支出額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうちいずれか少ない額
局長通知別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）		
局長通知別添4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）		
局長通知別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）		

局長通知別添 8 小規模放課後児童クラブ 支援事業	
局長通知別添 1 2 放課後児童支援員キャ リアアップ処遇改善事業	
局長通知別添 1 3 放課後児童支援員等処 遇改善事業（月額 9, 0 0 0 円相当賃金 改善）	
国、県等の補助金に基づき、市長がその 都度別に通知する事業	

現 行

補助対象事業	対象経費	補助金額
局長通知別添 1 放課後児童健全育成事業	事業の実施に必要な経費（飲食物費を 除く。）	国が定める基準額、左記の対象経費 の実支出額又は総事業費から寄附金 その他の収入額を控除した額のうち いずれか少ない額
	消耗品費加算額（国が定める基準額を 上回って支出した経費）	上限 3 6 0, 0 0 0 円

局長通知別添 2 放課後子ども環境整備事業	事業の実施に必要な経費	国が定める基準額、左記の対象経費の実支出額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうちいずれか少ない額
局長通知別添 3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）		
局長通知別添 4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）		
局長通知別添 5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）		
局長通知別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業		
局長通知別添 1 2 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業		
局長通知別添 1 3 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9, 0 0 0 円相当賃金改善）		

【別記2】

改正

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付申請書

守谷市長 宛て

住所又は所在地

施設名

代表者名

年度の補助金について、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の規定により交付を申請します。

交 付 申 請 額				円
交付申請額算出の基礎 ※実施する事業のみ申請額を記入のこと。				
1. 放課後児童健全育成事業分 円 2. 放課後子ども環境整備事業分 円 3. 障害児受入推進事業分 円 4. 放課後児童クラブ運営支援事業分 円 5. 放課後児童クラブ送迎支援事業分 円 6. 小規模放課後児童クラブ支援事業分 円 7. 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業分 円 8. 月額9,000円相当賃金改善事業分 円 9. 第4条第2号に規定する事業分 () 円				
着手予定年月日	・	・	完了予定年月日	・
添 付 書 類	☐ 民設民営児童クラブ事業計画書（様式第2号） ☐ 利用児童名簿（当該年度4月1日現在で作成のこと）（様式第3号） ☐ 職員名簿（様式第4号） ☐ 所要額調書又は収支予算書 ☐ 保護者負担額及び開設時間がわかる書類（入所案内、利用案内等） ☐ 建物その他設備の図面（平面図等） ☐ 児童が障がいを持っていると認められる書類（障害児受入推進事業を行う場合） ☐ 送迎に使用する車両の車検証の写し（放課後児童クラブ送迎支援事業を行う場合） ☐ 第4条第2号に規定する事業に必要な書類 ※実施しない事業の関係書類は、添付不要			

年 月 日

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付申請書

守谷市長 宛て

住所又は所在地 _____

施設名 _____

代表者名 _____ 印

年度の補助金について、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の規定により交付を申請します。

交 付 申 請 額	円		
交付申請額算出の基礎 ※実施する事業のみ申請額を記入のこと。			
1. 放課後児童健全育成事業分 円			
2. 放課後子ども環境整備事業分 円			
3. 障害児受入推進事業分 円			
4. 放課後児童クラブ運営支援事業分 円			
5. 放課後児童クラブ送迎支援事業分 円			
6. 小規模放課後児童クラブ支援事業分 円			
7. 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業分 円			
8. 月額9、000円相当賃金改善事業分 円			
着手予定年月日	・	完了予定年月日	・
添 付 書 類	☐ 民設民営児童クラブ事業計画書（様式第2号） ☐ 利用児童名簿（当該年度4月1日現在で作成のこと）（様式第3号） ☐ 職員名簿（様式第4号） ☐ 所要額調書又は収支予算書 ☐ 保護者負担額及び開設時間がわかる書類（入所案内、利用案内等） ☐ 建物その他設備の図面（平面図等） ☐ 児童が障がいをもっていると認められる書類（障害児受入推進事業を行う場合） ☐ 送迎に使用する車両の車検証の写し（放課後児童クラブ送迎支援事業を行う場合） ※実施しない事業の関係書類は、添付不要		

報告第5号

第五次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員について

第五次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員について、次の者を委嘱及び任命したので報告します。

番号	区分	氏名（敬称略）	備考
1	(1) 教育委員会教育部長	小林 伸稔	委員長
2	(2) 教育委員会参事	直井 健治	
3	(3) (5) 教育委員会教育部次長兼生涯学習課長	福島 晶子	
4	(4) 教育委員会学校教育課長	染谷 真人	
5	(6) 教育委員会教育指導課長	鈴木 優子	
6	(7) 教育委員会中央図書館長	平塚 恭子	委員長代理
7	(8) こども未来部すくすく保育課長	前川 岳人	
8	(9) 市内小中学校の代表者	安藤 怜香	松ヶ丘小学校
9	(9) 市内小中学校の代表者	岡宮 敏	けやき台中学校
10	(10) 市内保育所（園）及び幼稚園の代表者	風見 弘恵	北園保育所
11	(10) 市内保育所（園）及び幼稚園の代表者	山本 寿恵	守谷幼保園
12	(11) 読書活動に関し識見を有する者	田中 史晃	おはなしぐうちよきばあ

※ 委嘱期間 令和8年7月17日～計画策定終了まで

令和8年7月24日 報告
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、「守谷市子ども読書活動推進計画」（以下単に「推進計画」という。）を策定するため、守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下単に「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を守谷市教育委員会（以下単に「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進に関する施策
- (2) 子どもの読書環境の設備とその充実に関する施策
- (3) 子どもの読書活動に関する理解及び関心の普及に関する施策
- (4) その他推進計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、13人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育委員会参事
- (3) 教育部次長
- (4) 学校教育課長
- (5) 生涯学習課長
- (6) 教育指導課長
- (7) 中央図書館長
- (8) すくすく保育課長
- (9) 市内小中学校の代表者
- (10) 市内保育所（園）及び幼稚園の代表者
- (11) 読書活動に関し識見を有する者

3 委員の任期は、推進計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置き、教育部長をもって充てる。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、中央図書館長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第6条 委員の報酬については、これを支給しないものとする。

報 告	頁 数
5 号	2

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和8年7月13日教委告示第9号)

この告示は、公示の日から施行する。

報 告	頁 数
5 号	3